

第18期 第15回 豊見城市農業委員会 総会

1. 日 時: 令和6年11月26日(火) 午後1時30分～午後2時16分

2. 場 所: 豊見城市役所 3階 第2会議室

3. 出席農業委員 (8 名)

会 長: 1番 瀬長 澄子 委員

職務代理: 2番 上原 啓一 委員

委 員: 3番 比嘉 友明 委員 4番 比嘉 強 委員 5番 金城 朝之 委員

6番 上里 さゆり 委員 7番 金城 敏満 委員 8番 金城 道夫 委員

4. 欠席農業委員 (0 名)

5. 農地利用最適化推進委員

東部地区: 金城 阿希乃 委員 ・ 金城 光俊 委員

西部地区: 瀬長 輝男 委員 ・ 高安 昌俊 委員

6. 農業委員会事務局職員

局 長: 新田 靖

主任主事: 長嶺 文斗 主任主事: 南 叶子

7. 議事録署名委員

2番 上原 啓一 委員 ・ 3番 比嘉 友明 委員

8. 付議すべき案件

報告第 83 号 転用許可に係る工事の進捗状況報告について

報告第 84 号 転用許可に係る工事の完了報告について

報告第 85 号 農地法許可の取消し願いについて

報告第 86 号 現況証明願について

報告第 87 号 確認願について

報告第 88 号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第	89	号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
協議第	5	号	農用地区域内の一部用途変更について
議案第	49	号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第	50	号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第	51	号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について

9. 会議の内容

議長	皆さん、こんにちは。ただいまから第 18 期豊見城市農業委員会第 15 回総会を開催いたします。 (午後 1 時 30 分) 開会
議長	本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。 会期は、本日 1 日限りいたします。 本日の出席委員は 8 名中 8 名出席で、豊見城市農業委員会会議規則第 11 条の規定により定数に達しておりますので、総会は成立します。 次に議事録署名委員について、豊見城市農業委員会会議規則第 13 条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第 2 番委員の上原啓一委員と第 3 番委員の比嘉友明委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の新田事務局長及び南主任主事を指名します。 これより報告案件に入ります。初めに、報告第 83 号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案書の 2 ページをお開きください。報告第 83 号「転用許可に係る工事の進捗状況報告について」、1 件ございました。内容を確認のうえ、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。
議長	ただいまの報告第 83 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 特に質疑ないようですので、進行します。 次に、報告第 84 号について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の 4 ページをお開きください。報告第 84 号「転用許可に係る工事の完了報告について」、1 件ございました。内容を確認のうえ、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。
議長	ただいまの報告第 84 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 特に質疑ないようですので、進行します。 次に、報告第 85 号について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の 6 ページをお開きください。報告第 85 号「農地法許可申

	請の取消し願いについて」、1 件ございました。許可後、転用行為を行い事業を開始したが賃料未払いで契約不履行となったためです。内容を確認のうえ、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。
議長	ただいまの報告第 85 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 (8 番委員挙手)
議長	はい。金城委員。
8 番委員	転用されているけど、不履行ですよ。これは原状回復するのですか。
事務局	しません。今新しく申請が出ており、取消しと申請を同時に行えば復旧まで求めています。
8 番委員	相手が契約不履行なんですよ。新たな契約相手を探しているのか。
事務局	はい。この後に 5 条申請の議案で出てきます。
8 番委員	一回取り消して、再度申請し直して、現場は転用されているんですか。
事務局	転用されて、レンタカー事業をしていたんですけど、今は砂利敷きのままとなっています。県の運用としては、この取り消した後は転用がなされているので、違反転用になるので、一緒に申請も取り消しも同時にやってくださいね。となっています。
8 番委員	全部一旦転用して、違反とかだったら、前回かな、全部復旧してからということになっていたのでは、そうなってくるとおかしくないですか。 例えば、許可していない状態で申請された場合は、現況復旧しないと認めないという話があったんですが、これ同じじゃないですか。
事務局	現況復旧の場合はですね、例えば、コンクリート舗装の場合とか、上に上物があった場合とかは、現状回復をお願いしています。
8 番委員	この場合はどうなりますか。

事務局	今回は砂利敷きとなっています。この場合は始末書を申請時に添付してもらいます。
8 番委員	休憩をお願いします。
議長	休憩します。
	休憩 午後 1 時 35 分 再開 午後 1 時 42 分
議長	再開いたします。 他に質疑のある方はいらっしゃいますか。 いらっしゃらないようですので、進行します。 次に、報告第 86 号について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の 8 ページをお開きください。報告第 86 号「現況証明願について」、1 件ございました。内容を確認のうえ、証明を発行いたしましたので、ご報告いたします。以上です。
議長	報告第 86 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 特に質疑ないようですので、進行します。 次に、報告第 87 号について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の 10 ページをお開きください。報告第 87 号「確認願について」、1 件ございました。内容を確認のうえ、確認書を発行いたしましたので、ご報告いたします。以上です。
議長	ただいまの報告第 87 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。
	(5 番委員挙手)
議長	はい。金城委員。

5 番委員	確認させてください。 これは確認願いになっていますが、転用不可な農用施設というのは、出来上がっているものか、事前にそういったものを作るという届出とかも特になかったのですか。
事務局	そうですね。
5 番委員	始末書は出ていますか。
事務局	提出いただいています。
議長	よろしいでしょうか。他にいらっしゃいますか。 いらっしゃらないようですので、進行します。 次に、報告第 88 号について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の 12 ページをお開きください。報告第 88 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」、2 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上です。
議長	ただいまの報告第 88 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 特に質疑ないようですので、進行します。 次に、報告第 89 号について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の 14 ページをお開きください。報告第 89 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」、8 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上です。
議長	ただいまの報告第 89 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 特に質疑ないようですので、進行します。 次に協議第 5 号について審議します。事務局の説明をお願いします。
事務局	協議第 5 号については、農林水産課からの説明をお願いします。
農林水産課	こんにちは。農林水産課の宮城と申します。よろしくお願いします。

今回、農用地区域内の用途変更について申請がありましたので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、農業委員会の意見を聴くものであります。

農振農用地に農業用倉庫、畜舎等の農業用施設を設置する場合は、農業用施設用地への用途区分の変更の申し出が必要となっております。

それでは、申請が1件ございますのでそれぞれ説明したいと思います。

議案書17ページをお開きください。

申請場所及び面積は、字保栄茂330-3(1,669㎡の内8.36㎡)。目的は、農機具格納庫(農業用倉庫)。

議案書22ページに現況写真を載せてありますのでご覧ください。

土地利用者は変更手続きがあることを知らずに設置・利用しており、始末書を提出してもらい、今後申請漏れがないよう指導し手続きを踏んでもらっております。

今回申請内容については、農業用施設用地に該当することから、農林水産課としては適当であると考えております。

説明は以上です。審議のほどよろしく願いいたします。

議長

協議第5号について農林水産課の説明が終わりました。

協議第5号について審議します。

整理番号1番について委員の質疑を許します。

質疑のある方は挙手して質疑をお願いします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号1番については、豊見城市長に対して

「適正である。」と回答することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号1番については、豊見城市長に対して、「適正である。」と回答することに決定しました。

これより議案審議に入ります。議案第49号について審議します。

「農地法第3条の規定による許可申請について」は、農地利用最適化推進委員も現地調査に立ち会っておりますので、事務局の説明後に農地利用最適化推進委員の報告もお願いしたいと思います。

では、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第49号について説明いたします。

議案書の 23 ページから 26 ページとなります。

では、議案書の 24 ページをお開き下さい。

議案第 49 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」については、1 件の申請がございました。

整理番号 1 番につきまして、議案書の 26 ページをお開き下さい。

申請のありました、豊見城市字保栄茂 1123-4 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。

ここで、現地調査時に、農地利用最適化推進委員から確認があった点について回答いたします。

まず 1 点目に、「世帯員が主に農業従事するのに、譲受人本人名義とする理由は何か。」とありました。資料は 24 ページの摘要欄をご覧ください。この「世帯員」は譲受人の夫になります。確認したところ、当該畑の購入資金を譲受人本人が用意しているからとのことでした。

2 点目に、「字保栄茂 1123-4 が分筆されている理由は何か。」とありました。

字保栄茂 1123-4 は、今年の 10 月に字保栄茂 1123-3 から分筆された土地となります。確認したところ、譲渡人が土地の全てではなく一部を売買したいと考えているからとのことでした。既存の井戸をよけて分筆したため、この形となっているようです。確認事項への回答は以上となります。

なお、今回の申請にあたって、新規に許可申請する農地について、耕作がなされているか確認するため、農地利用最適化推進委員にて現地調査を行いました。調査結果について、金城阿希乃委員から報告をお願いします。

金城推進委員

それでは、令和 6 年 11 月 12 日に行いました現地調査の結果について報告します。

整理番号 1 番について、申請地を効率的に利用して耕作の事業を行うことを確認しました。以上です。

議長

事務局の説明と農地利用最適化推進委員の報告が終わりました。

議案第 49 号について審議します。

はじめに整理番号 1 について委員の質疑を許します。

質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 1 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番については、許可することに決定しました。

次に議案第 50 号について審議します。

議案第 50 号については、農業委員も現地調査に立ち会っておりますので、事務局の説明後に農業委員の報告もお願いしたいと思います。

では、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案書の 28 ページをお開きください。議案第 50 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」、2 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは、申請案件についてご説明します。整理番号 1 番につきまして 29 ページから 32 ページになっております。ご確認ください。申請のあった土地は、豊見城市字伊良波 543-2、543-4。転用目的は貸駐車場。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。農地の区分は 3 種農地と判断しております。整理番号 2 番につきまして 33 ページから 36 ページになっております。申請のあった土地は、豊見城市字我那覇 601。転用目的は貸駐車場及び洗車場。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。農地の区分は 3 種農地と判断しております。現地の調査結果については上里さゆり委員から報告をお願いします。

6 番委員

それでは、令和 6 年 11 月 19 日に行いました現地調査の結果について報告します。

整理番号 1 番及び 2 番について、現場は雑草が繁茂しており、遊休状態となっております。現地の境界、周辺への被害防除等については問題ないと考えられます。説明は以上です。

議長

ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。議案第 50 号について審議します。

初めに整理番号 1 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 1 番については、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長	異議なしとのことですので、整理番号 1 番については許可することに決定しました。 次に、整理番号 2 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 (8 番委員挙手)
議長	はい。金城委員。
8 番委員	調整区域で整備工場が可能だから、洗車場も可能ということですよ。
事務局	申請者に環境課にも確認させて、この洗車スペースで使う洗車機は家庭用の物を使うということで、環境課の方も特に他の土地に迷惑をかけないようにということだけ、注意されたとお話がありました。
8 番委員	大丈夫かとは思いますが、これは申請人がやるのか。貸すのか。
事務局	申請人が整地して、近くでレンタカー業をしている業者に貸すとのこと。申請地では洗車をメインに使っていくのではないかと。の事です。
8 番委員	ここで事務所をつくる可能性はないか。
事務局	事務局としても、それはしないよう強く言っております。
8 番委員	ここでレンタカー事務所はおけませんよね。洗車場をつくるということは、事務所をつくる可能性があるのではないか。 許可後の営業状況等は、県の仕事なのか。
事務局	利用報告かと思いますが、報告は委員会で一旦受けて、現場確認に行きます。 もし建物があれば、現況証明が発行できず、地目変更もできないと伝えていきます。
8 番委員	洗車する人が常駐すると思うから、休憩所とか事務所を作る可能性があると思う。それは用途違反になると思う。

事務局	そういう時は、撤去させることになります。
8 番委員	これは車をもってきて、洗って会社に戻すやり方ですね。ちょっと疑わしいなと思って、注意すべきなのかなと思って。
事務局	レンタカーの転用の場合は私の方でも毎回強く伝えております。
8 番委員	はい、わかりました。
7 番委員	休憩をお願いします。
議長	休憩します。
	休憩 午後 1 時 59 分 再開 午後 2 時 00 分
議長	再開いたします。他に質疑のある方は、いらっしゃいますか。 質疑なしと認めます。これより採決します。 整理番号 2 番については、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしとのことですので、整理番号 2 番については許可することに決定しました。 次に議案第 51 号について審議します。議案第 51 号については農業委員も現地調査に立ち会っておりますので、事務局の説明後に農業委員の報告もお願いしたいと思います。では、事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、議案書の 38 ページをお開きください。議案第 51 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、5 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは、申請案件についてご説明します。整理番号 1 番につきまして 39 ページから 41 ページになっております。申請のあった土地は、豊見城市字饒波 300-5。転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。農地の区分は 3 種農地と判断しております。

整理番号 2 番につきまして 42 ページから 45 ページになっております。申請のあった土地は、豊見城市字田頭 207-2。転用目的はバス駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。農地の区分は 3 種農地と判断しております。

こちらの申請地は報告第 85 号の取消し願いのあった土地となっております。今回、取消しになった理由は転用事業者が転用後、レンタカー事業を行ったが貸主に賃借料を払わず、契約不履行になったためです。申請地は転用事業に着手していたため、砂利敷きのままとなっております。

整理番号 3 番につきまして 46 ページから 49 ページになっております。申請のあった土地は、豊見城市字与根 157-9。転用目的は貸駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。農地の区分は 3 種農地と判断しております。

整理番号 4 番につきまして 50 ページから 53 ページになっております。申請のあった土地は、豊見城市字与根 91-2。転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。農地の区分は 3 種農地と判断しております。

整理番号 5 番につきまして 54 ページから 57 ページになっております。申請のあった土地は、豊見城市字与根 144-9。転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。農地の区分は 3 種農地と判断しております。

申請地は令和 2 年から今年の 9 月まで農地法の許可を得ずに、業者に資材置場として貸していたとの事で、砂利敷きとなっております資材等は全て撤去されておりました。始末書を受領しております。

現地の調査結果については上里さゆり委員から報告をお願いします。

6 番委員

それでは、令和 6 年 11 月 19 日に行いました現地調査の結果について報告します。

整理番号 1 番 3 番 4 番について、現場は雑草が繁茂しており、遊休状態となっております。現地の境界、周辺への被害防除等については問題ないと考えられます。

整理番号 2 番 5 番について、事務局の説明の通り、既に砂利敷きとなっております工作物等はありませんでした。現地の境界、周辺への被害防除等については問題ないと考えられます。

議長

事務局及び農業委員の説明が終わりました。議案第 51 号について審議します。初めに、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手を

してから質疑をお願いいたします。

(8 番委員挙手)

議長

はい。金城委員。

8 番委員

ここは土地改良をして、饒波の次男三男の宅地がないから非農用地として将来、宅地目的で設定されていると思うんですけど、登記簿上が農地になっているのか、だから転用をするということですか。

事務局

はい。

8 番委員

土地改良したときに宅地化しなかったのかな。
非農用地区域だから転用可能ですよ、というのがスムーズな話じゃないか。
学校から何mだとかの転用条件ではなくて、そもそも非農用地だから、条件の話にならないのではないかな。すぐ転用というか、非農用地で宅地目的というのが作られているから、わざわざ転用するのはいかがかと思います。
非農用地が設定されているところは、いちいち転用申請やらないといけないのか。条件合致しなかったらどうするの。最初から宅地目的で作られているのでスムーズに、土地改良事業で非農用地設定されているから転用申請可能ですみたいな話にはならないのか。こういった申請がどんどん出てくるよね。

5 番委員

この饒波の地域に関しては、非農用地の土地は何件あるのですか。
相当数あるのであれば、条件付きで整備して、内規をつくる等をしたほうが農業委員会としても楽ではないか。

事務局

確認させてください。

議長

お願いしますね。はい、これより採決します。整理番号 1 番について、農地方第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として、沖縄県知事へ、進達することに、ご意見ございませんか。

(異議なし)

議長

整理番号 1 番は、許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。
じゃあ、次に整理番号 2 番について、委員の質疑を許します。質疑のある

方は、挙手をしてから質疑をお願いいたします。

(8 番委員挙手)

議長

はい。金城委員。

8 番委員

3 種農地、1 種農地等の農地の考え方ですが、申請地は 1960 年から 1970 年に土地改良されているんですよ。その時は農振農用地だったんですね。ここが農振除外されて、調整区域になった時点で 3 種農地になるのか。考え方を教えてほしい。

事務局

運用条件にあわせて、農業委員会事務局のほうで農地区分を判断しております。

8 番委員

市街化区域の近くの調整区域だから 3 種農地という判断をこっちでしているんですね。

事務局

はい。なので、転用が進めば 3 種農地が広がっていくことになります。

8 番委員

はい、了解。

議長

他に質疑のある方は、いらっしゃいますか。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 2 番については、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 2 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に、整理番号 3 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 3 番については、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 3 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に、整理番号 4 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 4 番については、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 4 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に、整理番号 5 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 5 番については、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 5 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

以上をもちまして本日提案の議事日程は全て終了いたしました。

委員の皆様には、提案された議事日程に対して真摯で丁寧なご意見とご審議をいただきありがとうございました。

これで本日の農業委員会総会を終わります。大変お疲れさまでした。

令和 6 年 11 月 26 日 (火)

午後 2 時 16 分終了

議事録署名委員

議長

瀬長 澄子

2 番委員

上原 啓一

3 番委員

比嘉 友明